

2023年11月28日

農林中央金庫

### 農林債の売出公告の訂正

次の農林債にかかる売出公告について、別紙のとおり訂正をいたします。

2023年1月30日付農林債の売出公告	B第952号農林債（利子一括払）（財形）
2023年2月28日付農林債の売出公告	B第953号農林債（利子一括払）（財形）
2023年3月28日付農林債の売出公告	B第954号農林債（利子一括払）（財形）
2023年4月28日付農林債の売出公告	B第955号農林債（利子一括払）（財形）
2023年5月29日付農林債の売出公告	B第956号農林債（利子一括払）（財形）
2023年6月28日付農林債の売出公告	B第957号農林債（利子一括払）（財形）
2023年7月28日付農林債の売出公告	B第958号農林債（利子一括払）（財形）
2023年8月28日付農林債の売出公告	B第959号農林債（利子一括払）（財形）
2023年9月28日付農林債の売出公告	B第960号農林債（利子一括払）（財形）

訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第 952 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称	B第 952 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、 <u>当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発行価額(売出価額)	額面 1万円につき 10,000 円	6 発行価額(売出価額)	額面 1万円につき 10,000 円
7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円	7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 2 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 2 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 2 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 2 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 2 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 2 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売出期間	令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 2 月 27 日まで	11 売出期間	令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 2 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,261,970,363,108 円(令和 4 年 12 月 31 日 現在)	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,261,970,363,108 円(令和 4 年 12 月 31 日 現在)
13 未償還の農林債の総額	416,777,206,026 円(令和 4 年 12 月 31 日 現在)	13 未償還の農林債の総額	416,777,206,026 円(令和 4 年 12 月 31 日 現在)
令和 5 年 1 月 30 日		令和 5 年 1 月 30 日	
農林中央金庫		農林中央金庫	

訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第 953 号農林債（利子一括払）（財形）	1 農林債の名称	B第 953 号農林債（利子一括払）（財形）
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行</u> します。	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発行価額（売出価額）	額面 1万円につき 10,000 円	6 発行価額（売出価額）	額面 1万円につき 10,000 円
7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円	7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 3 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 3 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 3 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 3 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 3 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 3 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売出期間	令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 27 日まで	11 売出期間	令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,261,849,889,551 円（令和 5 年 1 月 31 日 現在）	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,261,849,889,551 円（令和 5 年 1 月 31 日 現在）
13 未償還の農林債の総額	402,301,611,469 円（令和 5 年 1 月 31 日 現在）	13 未償還の農林債の総額	402,301,611,469 円（令和 5 年 1 月 31 日 現在）
令和 5 年 2 月 28 日		令和 5 年 2 月 28 日	
農 林 中 央 金 庫		農 林 中 央 金 庫	

訂正後		訂正前	
農 林 債 の 売 出 公 告		農 林 債 の 売 出 公 告	
1 農 林 債 の 名 称	B 第 954 号農林債（利子一括払）（財形）	1 農 林 債 の 名 称	B 第 954 号農林債（利子一括払）（財形）
2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保護預り</u> となります。	2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農 林 債 の 総 額	200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額	200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行</u> します。	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円	6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円
7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 4 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 4 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 4 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 4 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 4 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 4 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売 出 期 間	令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 4 月 27 日まで	11 売 出 期 間	令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 4 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第 60 条に規定する準備金の合計額	6,210,993,369,774 円（令和 5 年 2 月 28 日 現在）	12 払込資本金および農林中央金庫法第 60 条に規定する準備金の合計額	6,210,993,369,774 円（令和 5 年 2 月 28 日 現在）
13 未償還の農林債の総額	404,061,911,363 円（令和 5 年 2 月 28 日 現在）	13 未償還の農林債の総額	404,061,911,363 円（令和 5 年 2 月 28 日 現在）
令和 5 年 3 月 28 日	農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 3 月 28 日	農 林 中 央 金 庫

訂正後		訂正前	
農 林 債 の 売 出 公 告		農 林 債 の 売 出 公 告	
1 農 林 債 の 名 称	B第 955 号農林債（利子一括払）（財形）	1 農 林 債 の 名 称	B第 955 号農林債（利子一括払）（財形）
2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保護預り</u> となります。	2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農 林 債 の 総 額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行</u> します。	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円	6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円
7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 5 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 5 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 5 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 5 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 5 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 5 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売 出 期 間	令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 5 月 26 日まで	11 売 出 期 間	令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 5 月 26 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,209,761,891,460 円（令和 5 年 3 月 31 日 現在）	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,209,761,891,460 円（令和 5 年 3 月 31 日 現在）
13 未償還の農林債の総額	455,034,447,990 円（令和 5 年 3 月 31 日 現在）	13 未償還の農林債の総額	455,034,447,990 円（令和 5 年 3 月 31 日 現在）
令和 5 年 4 月 28 日		令和 5 年 4 月 28 日	
農 林 中 央 金 庫		農 林 中 央 金 庫	

訂正後		訂正前	
農 林 債 の 売 出 公 告		農 林 債 の 売 出 公 告	
1 農 林 債 の 名 称	B第 956 号農林債（利子一括払）（財形）	1 農 林 債 の 名 称	B第 956 号農林債（利子一括払）（財形）
2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保護預り</u> となります。	2 発 行 の 方 法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農 林 債 の 総 額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行</u> します。	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円	6 発 行 価 額 （ 売 出 価 額 ）	額面 1 万円につき 10,000 円
7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 6 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 6 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 6 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 6 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 6 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 6 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売 出 期 間	令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 27 日まで	11 売 出 期 間	令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,240,425,130,786 円（令和 5 年 4 月 30 日 現在）	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,240,425,130,786 円（令和 5 年 4 月 30 日 現在）
13 未償還の農林債の総額	446,710,313,666 円（令和 5 年 4 月 30 日 現在）	13 未償還の農林債の総額	446,710,313,666 円（令和 5 年 4 月 30 日 現在）
令和 5 年 5 月 29 日		令和 5 年 5 月 29 日	
農 林 中 央 金 庫		農 林 中 央 金 庫	

訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第 957 号農林債（利子一括払）（財形）	1 農林債の名称	B第 957 号農林債（利子一括払）（財形）
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行</u> します。	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発行価額（売出価額）	額面 1万円につき 10,000 円	6 発行価額（売出価額）	額面 1万円につき 10,000 円
7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円	7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 7 月 27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 7 月 27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 7 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 7 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 7 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 7 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売 出 期 間	令和 5 年 6 月 28 日から令和 5 年 7 月 27 日まで	11 売 出 期 間	令和 5 年 6 月 28 日から令和 5 年 7 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,240,336,241,327 円（令和 5 年 5 月 31 日 現在）	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,240,336,241,327 円（令和 5 年 5 月 31 日 現在）
13 未償還の農林債の総額	450,808,205,324 円（令和 5 年 5 月 31 日 現在）	13 未償還の農林債の総額	450,808,205,324 円（令和 5 年 5 月 31 日 現在）
令和 5 年 6 月 28 日		令和 5 年 6 月 28 日	
	農 林 中 央 金 庫		農 林 中 央 金 庫

訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第958号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称	B第958号農林債(利子一括払)(財形)
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、 <u>当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年0.01%の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年0.01%の半年複利により計算します。
6 発行価額(売出価額)	額面1万円につき10,000円	6 発行価額(売出価額)	額面1万円につき10,000円
7 償還金額	額面1万円につき10,000円	7 償還金額	額面1万円につき10,000円
8 償還の方法および期限	元金は、令和10年8月27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和10年8月27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和5年8月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和5年8月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和5年8月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和5年8月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売出期間	令和5年7月28日から令和5年8月25日まで	11 売出期間	令和5年7月28日から令和5年8月25日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,950,360,908円(令和5年6月30日現在)	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,950,360,908円(令和5年6月30日現在)
13 未償還の農林債の総額	453,747,246,484円(令和5年6月30日現在)	13 未償還の農林債の総額	453,747,246,484円(令和5年6月30日現在)
令和5年7月28日		令和5年7月28日	
農林中央金庫		農林中央金庫	



訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第 959 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称	B第 959 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、 <u>当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発行価額(売出価額)	額面 1万円につき 10,000 円	6 発行価額(売出価額)	額面 1万円につき 10,000 円
7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円	7 償還金額	額面 1万円につき 10,000 円
8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 9 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和 10 年 9 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 9 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 9 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 9 月 27 日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 9 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売出期間	令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9 月 27 日まで	11 売出期間	令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9 月 27 日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,909,089,560 円(令和 5 年 7 月 31 日現在)	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,909,089,560 円(令和 5 年 7 月 31 日現在)
13 未償還の農林債の総額	433,791,833,178 円(令和 5 年 7 月 31 日現在)	13 未償還の農林債の総額	433,791,833,178 円(令和 5 年 7 月 31 日現在)
令和 5 年 8 月 28 日		令和 5 年 8 月 28 日	
農林中央金庫		農林中央金庫	

訂正後		訂正前	
農林債の売出公告		農林債の売出公告	
1 農林債の名称	B第960号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称	B第960号農林債(利子一括払)(財形)
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、 <u>当金庫の保護預り</u> となります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行</u> します。
3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	<u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額	<u>1万円</u>
5 利率および利息の計算方法	年0.01%の半年複利により計算します。	5 利率および利息の計算方法	年0.01%の半年複利により計算します。
6 発行価額(売出価額)	額面1万円につき10,000円	6 発行価額(売出価額)	額面1万円につき10,000円
7 償還金額	額面1万円につき10,000円	7 償還金額	額面1万円につき10,000円
8 償還の方法および期限	元金は、令和10年10月27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および期限	元金は、令和10年10月27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和5年10月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和5年10月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和5年10月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和5年10月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店および国内支店</u>	10 元利金支払場所	<u>農林中央金庫本店</u>
11 売出期間	令和5年9月28日から令和5年10月27日まで	11 売出期間	令和5年9月28日から令和5年10月27日まで
12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,882,891,159円(令和5年8月31日現在)	12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額	6,175,882,891,159円(令和5年8月31日現在)
13 未償還の農林債の総額	436,791,451,782円(令和5年8月31日現在)	13 未償還の農林債の総額	436,791,451,782円(令和5年8月31日現在)
令和5年9月28日		令和5年9月28日	
農林中央金庫		農林中央金庫	